

議案第108号

備前市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

備前市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部  
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年11月29日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の  
一部を改正する条例

備前市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例(平成  
19年備前市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第4条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に期日を告示される選挙から適用する。

議案第108号参考資料

備前市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(公費による支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>2 前項の規定によりビラの作成を業とする者に対して支払う額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内とする。</p>	<p>(公費による支払)</p> <p>第4条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>2 前項の規定によりビラの作成を業とする者に対して支払う額は、候補者1人について、<u>7円51銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内とする。</p>